

# 新たな避難指示区域での復興・復旧作業の放射線障害防止対策

## 除染電離則改正の趣旨

- 原子力災害対策本部と復興庁は、4月1日から、東電福島第一原発周辺の避難指示区域（警戒区域と計画的避難区域）を①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3区分に改め始めた。

表. 避難区域と除染関係法令の地域分け

避難指示区域	新たな避難指示区域	放射性物質汚染対処特措法上の地域	除染電離則上の地域
警戒区域 計画的避難区域	帰還困難区域	除染特別地域	除染特別地域等
	居住制限区域		
	避難指示解除準備区域		
—	—	汚染状況重点調査地域	—

- このうち、「避難指示解除準備区域」については、①除染等業務以外の生活基盤の復旧、②製造業等の事業再開、③病院、福祉施設等の再開準備、④営農・営林の再開、⑤付随する運輸作業等が可能になる。
  - 今年1月1日に施行された「除染電離則」は、除染等業務（土壌の除染等の業務と廃棄物等の収集・運搬・保管）のみを適用の対象としているため、上記作業には適用が困難で、同規則等の改正が必要。
  - このため、除染作業の際の専門家検討会を改組し、避難指示区域内での労働者の放射線障害防止対策のあり方について検討を再開し、検討会第二次報告書を4月27日に取りまとめた。
  - 報告書を踏まえ、除染電離則を改正するとともに、関係法令等を一体的にわかりやすくまとめたガイドラインの制定・改正を行う。
- ※ 改正では「特定汚染土壌等取扱業務（セシウムの濃度が1万Bq/kgを超える土壌等を取り扱う業務）」と「特定線量下業務（平均空間線量率が2.5 $\mu$ Sv/hを超える地域における業務（除染等業務を除く））」を新たに定める。
- ※ 想定される業務：特定汚染土壌等取扱業務：上記①と④の業務  
特定線量下業務：②、③と⑤（実際には、屋内作業で2.5 $\mu$ Svを超えることはほとんどない見込み。）

# 避難区域の見直し等に伴う復旧復興作業での被ばく線量管理等

## <基本原則>

- ① 事業者は、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める。
- ② 特定汚染土壌等取扱業務、特定線量下業務を実施する際には、業務従事者の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所での除染等が実施されるよう努める。

作業場所での空間線量 (μSv/h)

2.5μSv/h  
(週40時間、52週で、5mSv/年相当。  
電離則の管理区域相当)

### ●線量管理

- ① 個人線量計による外部被ばく測定
- ### ●被ばく低減措置
- ① 空間線量率の事前・継続的な測定
  - ② 異常時の医師による診察
- ### ●教育
- ① 労働者に対する特別教育(学科)
- ### ●健康管理措置
- ① 一般健診(年1回)

## ●線量管理等不要

※ 農業従事者等自営業者、個人事業者については、線量管理等を実施することが困難であることから、この範囲内とすることが望ましい。なお、ボランティアについては年1mSvを十分に下回ること。

※ 製造業、商業、営農等を行う事業者は、あらかじめ、作業場所周辺の除染作業を実施し、原則として、線量管理を行う必要がない空間線量率(2.5μSv/h以下)のもとで作業に就かせることが求められる。

### ●線量管理

- ① 個人線量計での外部被ばく測定(A)
  - ② 汚染土壌等の放射性物質濃度、粉じん濃度に応じた内部被ばく測定
- ### ●被ばく低減措置
- ① 作業計画、作業指揮者
  - ② 作業届
- ### ●健康管理措置
- ① 特殊健診(年2回)
  - ② 一般健診(年2回)

### <共通事項>

- ### ●被ばく低減措置
- ① 事前調査等
  - ② 異常時の医師による診察
- ### ●汚染拡大、内部被ばく防止
- ① 収集等の容器の使用
  - ② 汚染検査
  - ③ 作業に応じたマスク、保護衣の使用
- ### ●教育
- ① 作業指揮者教育
  - ② 労働者への特別教育

### ●線量管理

- ① 外部被ばく測定(簡易測定可)(B)(2.5μSv/h超の場所での作業が見込まれる者に限る。(A)と合算して管理。)
- ### ●健康管理措置
- ① 一般健診(年1回)

除染特別地域等  
(除染特別地域・汚染状況重点調査地域)

特定汚染土壌等取扱業務  
(1万Bq/kg超の汚染土壌等を取扱う業務)

特定線量下業務  
(2.5μSv/h超の場所での作業を行う業務。特定汚染土壌等取扱業務を除く。)

(注1)実効線量は、事業者の管理下で被ばくしたものに限り(職業性被ばく)

(注2)被ばく限度は、ICRPの職業被ばく限度(年50mSv、5年100mSv)を適用。(A)と(B)を合算して管理。)

0.23μSv/h  
(24時間換算で、年1mSv)

1万Bq/kg  
(放射性物質として取扱う下限値)

取り扱う汚染土壌等の放射性物質の濃度(Bq/kg)